

令和 3 年度

定期監査（後期）及び
財政援助団体等監査
結果報告書

笠岡市監査委員

笠 監 第 2 0 5 号

令和 4 年 3 月 8 日

笠 岡 市 長 小 林 嘉 文 殿

笠 岡 市 議 会 議 長 藤 井 義 明 殿

笠 岡 市 農 業 委 員 会 殿

笠 岡 市 固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 殿

笠 岡 市 監 査 委 員 坂 本 昭 雄

同 天 野 喜 一 郎

令 和 3 年 度 定 期 監 査 (後 期) 及 び

財 政 援 助 団 体 等 監 査 の 結 果 に つ い て (報 告)

笠 岡 市 監 査 基 準 第 18 条 第 2 項 及 び 地 方 自 治 法 第 199 条 第 4 項 の 規 定 に よ り , 定 期 監 査 (後 期) を , ま た , 同 基 準 第 18 条 第 1 項 第 6 号 及 び 同 法 第 199 条 第 7 項 の 規 定 に よ り , 財 政 援 助 団 体 等 監 査 を 実 施 し ま し た 。 つ い て は , 同 基 準 第 31 条 第 1 項 及 び 同 法 第 199 条 第 9 項 の 規 定 に よ り , そ の 結 果 に 関 す る 報 告 を 提 出 し ま す 。

～ 目 次 ～

定期監査

第1	監査の期間及び対象	-----	1
第2	監査の範囲及び方法	-----	1
第3	監査の結果	-----	1
1	政策部		
(1)	企画政策課	-----	2
(2)	秘書課	-----	2
(3)	定住促進センター	-----	3
(4)	協働のまちづくり課，市民活動支援センター，消費生活センター	-----	3
2	危機管理部		
(1)	危機管理課	-----	3
3	総務部		
(1)	総務課，固定資産評価審査委員会事務局	-----	4
(2)	人事課	-----	4
(3)	財政課	-----	4
(4)	税務課，収納対策課	-----	5
4	建設部		
(1)	建設管理課，建設事業課	-----	5
(2)	都市計画課	-----	5
5	産業部		
(1)	農政水産課，農業委員会事務局	-----	6
(2)	商工観光課，かさおか新しいしごとづくりセンター	-----	6
(3)	ふるさと寄附課	-----	7
6	上下水道部		
(1)	水道課	-----	7
(2)	下水道課	-----	7
7	総括表	-----	9

財政援助団体等監査

第1	監査の対象	-----	10
第2	監査実施の日	-----	10
第3	監査の範囲及び方法	-----	10
第4	監査の結果	-----	10

1	笠岡市公共交通空白地有償運送維持補助金	
(1)	補助金交付の目的	10
(2)	交付の対象となる事務又は事業の内容	11
(3)	補助金の算定方法	11
(4)	補助金の交付状況	12
(5)	収支状況	12
(6)	指摘事項	13
(7)	検討事項	13

(参 考)

	監査における指摘と公表の基準	14
--	----------------	----

(注) 各表中の金額は、原則として表示の1桁下位を四捨五入した。このため、計数が一致しない場合がある。

なお、指摘事項や検討事項等の基準については、末尾に掲載した「監査における指摘と公表の基準」による。

定期監査

第1 監査の期間及び対象

令和4年1月27日から令和4年2月25日までの間、次のとおり実施した。

実施年月日	監査の対象
令和4年1月27日	税務課，収納対策課
令和4年2月3日	秘書課，定住促進センター，協働のまちづくり課・市民活動支援センター・消費生活センター
令和4年2月7日	総務課・固定資産評価審査委員会事務局，人事課，財政課
令和4年2月8日	建設管理課，建設事業課，都市計画課，危機管理課
令和4年2月14日	企画政策課
令和4年2月17日	農政水産課・農業委員会事務局，商工観光課・かさおか新しいしごとづくりセンター，ふるさと寄附課
令和4年2月25日	水道課，下水道課

第2 監査の範囲及び方法

今回の監査は，令和3年度における市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が，適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として，監査資料の提出を求め，関係諸帳簿を確認・点検するとともに，関係職員から説明を聴取するなどにより実施した。

なお，今回は，従来の監査に加え，備品及び準公金の管理状況についても監査した。また，前回の定期監査で指摘等した事項が適正に処理されているかどうかについても留意して監査した。

第3 監査の結果

各監査対象における予算の執行，収入及び支出に関する事務については，関係法令，条例，規則，予算等に準拠し，おおむね適正に執行されているものと認められた。

ただし，物品管理状況については次のような改善を要するものが見られた。

- ・管理する備品について，備品台帳が整備されていない。
- ・所管に属する備品に標識が付されていない。

また，準公金管理状況についても改善を要するものが見られた。

- ・収支決算書が毎会計年度終了後，速やかに作成されていない。
- ・準公金管理者が会計処理を確認した結果について，上司の検査を受けていない。
- ・預貯金通帳と届出印をそれぞれ別の者が管理していない。また，届出印を準公金管理者が管理していない。

- ・収入支出関係文書の保存を5年間としていない。
- ・収支決算書が総会等での承認を受けていない。

それぞれ必要な措置を講じ、適正で効率的な事務の執行に努められたい。

なお、軽微な事項（指示事項、注意事項、要望意見）については、本報告書の記載から省略しているが、担当課等にはその都度注意し、改善するよう指導しており、また、改めて文書でも通知することとしている。

監査対象ごとの結果は、次のとおりである。

1 政策部

(1) 企画政策課

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、関係書類により監査したところ、おおむね適正に処理されていた。

ア 指摘事項

(ア)備品管理について監査した結果、次のような問題点が見られた。笠岡市物品管理規則の規定に従い、適正に処理されたい。

- ・備品に標識（備品シール）を付していないものが見られた。
- ・備品台帳を整備していないものが見られた。

(イ)準公金（岡山県離島審議協議会など）について監査した結果、次のような問題点が見られた。笠岡市準公金取扱要綱の規定に従い、適正に管理されたい。

- ・準公金管理者は、会計処理を確認した結果を上司に報告し、年2回以上検査を受けるべきところ、受けていないものが見られた。
- ・預貯金通帳と届出印はそれぞれ別の者が管理し、届出印の管理は準公金管理者が行うべきところ、していなかった。
- ・収入・支出関係文書を5年間保存していないものが見られた。
- ・会計年度終了後、速やかに収支決算書を作成していないものが見られた。
- ・収支決算書は監査を経て、総会等で承認を受けるべきところ、受けていないものが見られた。

(2) 秘書課

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、関係書類により監査したところ、おおむね適正に処理されていた。

ア 指摘事項

準公金（笠岡市菊芳会）について監査した結果，預貯金通帳と届出印はそれぞれ別の者が管理し，届出印の管理を準公金管理者が行うべきところ，していなかった。笠岡市準公金取扱要綱の規定に従い，適正に管理されたい。

(3) 定住促進センター

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については，関係書類により監査したところ，おおむね適正に処理されていた。

ア 指摘事項

準公金（ぼっけーまち会議）について監査した結果，次のような問題点が見られた。笠岡市準公金取扱要綱の規定に従い，適正に管理されたい。

- ・会計年度終了後，速やかに収支決算書を作成していなかった。
- ・収支決算書は監査を経て，総会等で承認を受けるべきところ，受けていなかった。

(4) 協働のまちづくり課，市民活動支援センター，消費生活センター

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については，関係書類により監査したところ，おおむね適正に処理されていた。

ア 指摘事項

準公金（笠岡市市民活動支援センターなど）について監査した結果，収支決算書を会計年度終了後に速やかに作成していないものが見られた。笠岡市準公金取扱要綱の規定に従い，適正に管理されたい。

2 危機管理部

(1) 危機管理課

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については，関係書類により監査したところ，おおむね適正に処理されていた。

ア 指摘事項

備品管理について監査した結果，備品の配当先が別の部署であるが，備品台帳に配当先または所管替え等を記載していないものが見られた。笠岡市物品管理規則の規定に従い，適正に処理されたい。

3 総務部

(1) 総務課，固定資産評価審査委員会事務局

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については，関係書類により監査したところ，おおむね適正に処理されていた。

ア 検討事項

準公金について，各所管部署において笠岡市準公金取扱要綱の規定どおりに取り扱われていないものがみられた。同要綱の規定に従い適正に取り扱うよう各所管部署の準公金管理者に周知されたい。

(2) 人事課

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については，関係書類により監査したところ，おおむね適正に処理されていた。

ア 指摘事項

準公金（笠岡市職員互助会など）について監査した結果，次のような問題点が見られた。笠岡市準公金取扱要綱の規定に従い適正に管理されたい。

- ・準公金管理者は，会計処理を確認した結果を上司に報告し，年2回以上検査を受けるべきところ，受けていないものがみられた。
- ・会計年度終了後，速やかに収支決算書を作成していないものがみられた。

(3) 財政課

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については，関係書類により監査したところ，おおむね適正に処理されていた。

ア 指摘事項

令和3年10月末現在，普通財産貸付収入に係る滞納繰越分の収入未済額は271万円余となっている。引き続き，滞納の未然防止及び滞納繰越分の収入未済額の縮減に努められたい。

普通財産貸付収入（滞納繰越分）の収納状況

（令和3年10月末現在）

年 度 別	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
	千円	千円	千円	%
令和2年度分	182	14	169	7.4
令和元年度分	173	0	173	0.0
平成30年度分	177	0	177	0.0
平成29年度以前分	2,202	4	2,198	0.2
合 計	2,733	17	2,716	0.6
前回監査時(令元)の状況	2,819	381	2,438	13.5

(4) 税務課，収納対策課

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については，関係書類により監査したところ，おおむね適正に処理されていた。

4 建設部

(1) 建設管理課，建設事業課

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については，関係書類により監査したところ，おおむね適正に処理されていた。

ア 指摘事項

令和3年10月末現在，土木施設使用料に係る滞納繰越分の収入未済額は22万円余となっている。引き続き，滞納の未然防止及び滞納繰越分の収入未済額の縮減に努められたい。

土木施設使用料（滞納繰越分）の収納状況
(令和3年10月末現在)

年 度 別	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
	千円	千円	千円	%
令和2年度分	109	0	109	0.0
令和元年度分	55	0	55	0.0
平成30年度分	47	0	47	0.0
平成29年度以前分	13	0	13	0.0
合 計	224	0	224	0.0
前回監査時(令元)の状況	352	47	305	13.4

(2) 都市計画課

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については，関係書類により監査したところ，おおむね適正に処理されていた。

ア 指摘事項

令和3年10月末現在，住宅使用料に係る滞納繰越分の収入未済額は1,579万円余と多額であるが，前回監査時より収入未済額は減少している。引き続き，滞納の未然防止及び滞納繰越分の収入未済額の縮減に努められたい。

住宅使用料（滞納繰越分）の収納状況

（令和3年10月末現在）

年 度 別	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
	千円	千円	千円	%
令和2年度分	807	440	367	54.6
令和元年度分	585	56	530	9.5
平成30年度分	2,296	361	1,935	15.7
平成29年度以前分	14,157	1,189	12,968	8.4
合 計	17,845	2,045	15,800	11.5
前回監査時(令元)の状況	31,437	7,637	23,800	24.3

5 産業部

(1) 農政水産課，農業委員会事務局

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、関係書類により監査したところ、おおむね適正に処理されていた。

ア 指摘事項

(ア)備品管理について監査した結果、次のような問題点が見られた。笠岡市物品管理規則の規定に従い、適正に処理されたい。

- ・備品に標識（備品シール）を付していないものが見られた。
- ・備品台帳を整備していないものが見られた。また、備品台帳に記入誤りが見られた。

(イ)準公金（笠岡市畜産クラスター協会など）について、次のような問題点が見られた。笠岡市準公金取扱要綱の規定に従い、適正に管理されたい。

- ・現金出納簿を備えるべきところ、備えていないものが見られた。
- ・収入支出伝票を作成し、準公金管理者の決裁を受けるべきところ、作成していないものが見られた。
- ・収入・支出関係文書を5年間保存していないものが見られた。
- ・会計年度終了後、速やかに収支決算書を作成していないものが見られた。

(2) 商工観光課，かさおか新しいしごとづくりセンター

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、関係書類により監査したところ、おおむね適正に処理されていた。

ア 指摘事項

準公金（井笠広域観光協会など）について監査した結果、収支決算書を会計年度終了後に速やかに作成していないものが見られた。笠岡市準公金取扱要綱の規定に従い適正に管理されたい。

(3) ふるさと寄附課

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、関係書類により監査したところ、おおむね適正に処理されていた。

6 上下水道部

(1) 水道課

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、関係書類により監査したところ、おおむね適正に処理されていた。

水道料金（滞納繰越分）の収納状況

(令和3年10月末現在)

年 度 別	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
	千円	千円	千円	%
令和2年度分	5,629	4,588	1,041	81.5
令和元年度分	1,182	454	729	38.4
平成30年度分	429	61	368	14.2
平成29年度以前分	2,766	570	2,196	20.6
合 計	10,006	5,672	4,334	56.7
前回監査時(令元)の状況	13,625	6,780	6,845	49.8

※ 令和2年度分については、令和3年6月末現在の収納額を除いている。

(2) 下水道課

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、関係書類により監査したところ、おおむね適正に処理されていた。

ア 指摘事項

令和3年10月末現在、滞納繰越分の収入未済額は受益者負担金（公共下水道）で1,827万円余、受益者分担金（特定環境保全公共下水道）で37万円余となっている。引き続き、滞納の未然防止及び滞納繰越分の収入未済額の縮減に努められたい。

下水道使用料（滞納繰越分）の収納状況

(令和3年10月末現在)

年 度 別	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
	千円	千円	千円	%
令和2年度分	2,249	1,728	521	76.8
令和元年度分	474	156	318	33.0
平成30年度分	186	27	159	14.6
平成29年度以前分	535	197	338	36.9
合 計	3,445	2,109	1,336	61.2
前回監査時(令元)の状況	6,972	4,549	2,423	65.2

※ 令和2年度分については、令和3年6月末現在の収納額を除いている。

受益者負担金（滞納繰越分）の収納状況

（令和3年10月末現在）

年 度 別	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
	千円	千円	千円	%
令和2年度分	8,971	158	8,813	1.8
令和元年度分	8,657	81	8,576	0.9
平成30年度分	883	228	655	25.9
平成29年度以前分	227	0	227	0.0
合 計	18,739	467	18,271	2.5
前回監査時(令元)の状況	1,622	106	1,516	6.5

※ 令和2年度分及び令和元年度分については、徴収猶予額を含む。

受益者分担金（滞納繰越分）の収納状況

（令和3年10月末現在）

年 度 別	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
	千円	千円	千円	%
令和2年度分	102	0	102	0.0
令和元年度分	102	0	102	0.0
平成30年度分	68	0	68	0.0
平成29年度以前分	102	0	102	0.0
合 計	374	0	374	0.0
前回監査時(令元)の状況	391	51	340	13.0

9 総括表

監査の対象 チェック項目	企画政策課	秘書課	定住促進センター	協働のまちづくり課	市民活動支援センター	消費生活センター	危機管理課	総務課	固定資産評価審査委員会事務局	人事課	財政課	税務課	収納対策課	建設管理課	建設事業課	都市計画課	農政水産課	農業委員会事務局	商工観光課	かさおか新しいしごとづくりセンター	ふるさと寄附課	水道課	下水道課	
滞納繰越金の 収納状況	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	×	-	-	×	-	×	-	-	-	-	-	○	×	
備品台帳関係	×	△	△	○	-	-	×	△	-	-	△	△	-	△	-	△	×	-	△	-	△	○	○	
準公金の管理	×	×	×	×	-	-	-	-	-	×	-	-	-	△	-	-	×	-	×	-	-	-	-	
釣銭の現金保管	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○
前渡資金の 管理及び精算	-	△	-	-	-	-	△	-	-	△	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
その他	△	-	-	△	-	-	-	□	-	△	-	△	-	△	-	△	△	△	△	-	-	-	-	

- : 適正に行われていたもの
- ×
- : 検討事項
- △ : 指示事項・注意事項・要望意見
- : 該当がないもの

財政援助団体等監査

第1 監査の対象

- 1 補助金の名称 笠岡市公共交通空白地有償運送維持補助金
- 2 補助事業者名 特定非営利活動法人かさおか島づくり海社
- 3 部 課 名 政策部企画政策課

第2 監査実施の日

令和4年2月14日

第3 監査の範囲及び方法

本市が令和2年度において財政的援助を行った各種団体の中から抽出し、補助金等に係る出納その他の事務が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、監査資料、関係書類等の提出を求め、書類の審査、計数確認のほか、関係職員から説明を聴取して実施した。

第4 監査の結果

補助金の交付事務については、おおむね適正に行われているものと認められた。今後は指摘・検討事項に留意し、必要な措置を講ずるなど事務処理に万全を期されたい。

なお、軽微な注意事項等については、本報告書の記載から省略している。所管課にはその都度注意し、改善するよう指導しており、また、改めて文書でも通知することとしている。

監査の結果は、次のとおりである。

1 笠岡市公共交通空白地有償運送維持補助金

(1) 補助金交付の目的

笠岡市公共交通空白地有償運送維持補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）の規定により、交通機関空白の公共交通空白地域において、公共交通空白地有償運送（道路運送法（以下「法」という。）第78条第2項に定める自家用有償旅客運送のうち、道路運送法施行規則（以下「法施行規則」という。）第49条第2号に定める輸送サービス）により地域住民の生活交通の確保を図るため、公共交通空白地有

償運送を行う者（以下「運送者」という。）に対して補助金を交付するものである。

(2) 交付の対象となる事務又は事業の内容

補助対象となる路線は、本市を拠点とする公共交通空白地有償運送路線で、經常欠損額が生じた路線とする。補助金の額は、補助対象路線の經常欠損額とする。自家用有償旅客運送者登録証（県第 249 号 令和元年 10 月 1 日 岡山県知事）（以下「登録証」という。）に記載の運送の区域は、笠岡市（北木島島内に限る。）である。補助対象路線は以下のとおりである。

ア 運送系統名 北木島

イ 運送系統 起点：大浦 主な経由地：瀬戸及び丸岩 終点：大浦

ウ 系統キロメートル程

(ア) 24.0 km 大浦→瀬戸→大浦→丸岩→大浦 月・水・金曜日 1日3便

(イ) 28.4 km 丸岩→大浦→瀬戸→大浦→丸岩→大浦 水曜日 第1便のみ

補助対象となる者は、法施行規則第 49 条第 2 号に規定された運送者とし、登録証の記載は以下のとおりである。

名 称 特定非営利活動法人かさおか島づくり海社

住 所 岡山県笠岡市北木島町 9768 番地 29

代表者 理事長 鳴本浩二

(3) 補助金の算定方法

交付要綱第 5 条に定める補助対象期間は、補助金の交付を受けようとする会計年度の 12 月 31 日を末日とする暦年の 1 年間としている。補助対象路線は同第 3 条に規定する本市を拠点とする公共交通空白地有償運送路線であって、經常欠損額が生じた路線とし、補助金の額は同第 6 条により、市長が別に定める額を限度としている。ただし、他の補助金、助成金、寄附金等を受けた場合はその額を減じる。

1 補助金交付申請額は補助対象期間における補助対象路線の經常費用から經常収益を差し引いた額である。

補助金交付申請書における補助対象申請額の算定方法は以下のとおり

ア 補助対象期間の經常費用（円）

イ 補助対象期間の過疎地有償運送の実車走行距離（km）

ウ 公共交通空白地有償運送者キロメートル当たり經常費用（実績）

（円／km）

$$\text{ア} \div \text{イ} = \text{ウ}$$

エ 補助対象經常費用（円） $\text{ウ} \times \text{イ} = \text{エ}$

オ 經常収益（円）

$$\boxed{\text{カ}} \text{ 補助対象申請額 (円)} \quad \boxed{\text{エ}} - \boxed{\text{オ}} = \boxed{\text{カ}}$$

補助対象申請額は補助対象経常費用から経常収益を差し引いた経常欠損額である。補助金の交付申請は補助対象期間終了後に補助金交付申請書により申請されている。補助対象路線に係る補助対象期間の経常費用の支出は終了しており、補助対象期間における経常欠損額は確定している。

(4) 補助金の交付状況

令和2年度笠岡市一般会計歳入歳出決算書附属書類事項別明細書により笠岡市支出の補助金は1,223,742円であることを確認した。

交付申請	令和3年2月8日	交付申請額	1,223,742円
交付決定通知	3月5日	交付決定額	1,223,742円
補助金請求	3月16日	請求額	1,223,742円
補助金支出	4月8日	支出額	1,223,742円

令和元年度笠岡市一般会計歳入歳出決算書附属書類事項別明細書により笠岡市支出の補助金は1,468,051円であることを確認した。

交付申請	令和2年2月28日	交付申請額	1,468,051円
交付決定通知	3月11日	交付決定額	1,468,051円
補助金請求	3月25日	請求額	1,468,051円
補助金支出	4月9日	支出額	1,468,051円

(5) 収支状況

令和2年度の補助金交付申請書に添付の損益計算書における、令和2年度の補助対象期間である令和2年1月1日から同年12月31日までの収支状況は次のとおりである。

収 入 (単位：円)

区 分	決算額	備 考
事業収入	106,680	料金収入 輸送人員 422 人
合 計	106,680	

支 出 (単位：円)

区 分	決算額	備 考
給 料	887,400	
燃 料 費	165,825	

保 険 料	87,860	
法定福利費	2,590	
修 繕 費	3,500	
本部管理費	120,000	
事務経費	63,358	
合 計	1,330,533	

純損失 1,223,853 円

(6) 指摘事項

令和2年度及び同元年度の補助金交付申請書の添付書類に不備が見られた。両年度共に交付要綱第7条に規定する「(3)法第79条の3の規定に基づく自家用旅客運送者登録証の写し」が添付されていなかった。登録証の有効期間が3年間であっても、交付要綱に規定の添付書類は、補助金交付申請書に毎回添付すること。

(7) 検討事項

担当課において実施する検査及び調査については、交付要綱第11条の規定に則り、必要があると認めたときは、補助金の交付を受けた運送者の帳簿その他の証書類を検査し、交付申請書記載事項を確認されたい。交付要綱第12条に規定する交付要綱の見直し等については、時機を得て交付要綱が社会情勢に適合したものであるかどうかを検証し、必要な措置を講じるよう努められたい。

監査における指摘と公表の基準

●：するもの，○：できるもの

区 分	内 容	講評 通知	公 表	
			結果 報告	措置 状況
指摘事項	1 法令，規程，要領及び通知等に抵触する事項 2 故意又は重大な過失によるもの 3 収入及び支出で，著しく不経済な行為又は相当額の損害が生じているもの (1) 滞納繰越金の収入未済額が 10 万円を超え，かつ， 調定額に対する収納率が 20%以下のもの (2) 支払の遅延により支払利息等の損害が発生しているもの (3) その他 4 その他著しく不適切又は妥当性を欠くもの 5 前回の監査で注意した事項で改善の努力がなされていないもの	●	● 具体的	●
検討事項	1 事務の処理方法の統一など，各部局間の調整等を要するもの 2 制度上の不備等で検討を要するもの	●	●	●
指示事項	事務処理における明らかな誤り（指摘事項よりは軽易なもの）であって，容易に修正・変更が可能なもの	●	○ 概要	
注意事項	1 事務処理上の記載誤り，記載もれなど軽易な誤りのもの 2 その他事務処理に当たり留意すべきもの	●	○ 概要	
要望意見	業務運営に当たっての留意や努力を求めるもの	●	○ 概要	

※平成 23 年度制定，平成 23 年度定期監査(後期)から適用

※平成 26 年度一部改正，平成 26 年度定期監査(前期)から適用

※令和 3 年度一部改正，令和 3 年度定期監査(後期)から適用